

金山町空き家解体事業

空き家の放置等により発生する諸問題を未然に回避し、集落機能の維持・景観保全・防災対策を、総合的に課題解決を図り、安全・安心な金山町を作り出すことを目的として対象者へ助成する事業です。

対象 町内の空き家を解体する者
(空き家の性質上、町内に住所を有しない建物の所有者が大半と思われる。)

条件等

区 分	条 件 等
補助対象	<ul style="list-style-type: none">・町内に空き家を所有する人・町内業者で工事を行う人
対象住宅	<ul style="list-style-type: none">・空き家状態から5年以上経過した、補助対象者所有のもの（付属屋のみの解体は該当としない。）
対象工事・経費	<ul style="list-style-type: none">・解体工事 (ただし、更地にするまでの一貫工事を対象とする。)・補助対象者が町内業者で行う工事 (業者が第三者に一括して請け負わせるものは除く。)
	【対象から除外されるもの】 <ul style="list-style-type: none">・公共工事の移転補償の対象・空き家ではない住宅の解体工事・関連調査の類・空き家の一部利活用のための一部解体
	【補助金の交付限度】 <ul style="list-style-type: none">・1住宅1回のみ
補助金の額	<ul style="list-style-type: none">・対象経費の2/3 (上限100万円) (ただし、1,000円未満の端数は切り捨て)